平成２７年（フ）第６６号
福島市笹谷字桜水48番地の６
債務者　柳沼　真一
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１７１号
茨城県水戸市東野町467番地の１　県営東山アパート５棟３Ｆ１号
債務者　荒蒔　清美
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３２号
千葉県木更津市高柳１丁目４番13号
債務者　菅谷　竜也
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第５３号
千葉県君津市糠田181番地44
債務者　木戸　雄太
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１０号
富山県黒部市植木440番地３
債務者　松田　芳幸
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第９９号
三重県亀山市布気町449番地３　Ｆｅｅｌ Ｗｏｏｄｓ108号、前住所三重県鈴鹿市岸岡町2575番地の24
債務者　辻裏　義治
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０３号
三重県津市一身田豊野1406番地462
債務者　中森　　優
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１７２号
大津市大萱１丁目３番１号　グレースコーポ502号
債務者　新本　元紹
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８３号
滋賀県草津市青地町743番地　ヴェルドミール503号、前住所宮城県仙台市青葉区支倉町２番50―704号
債務者　木道　康行（旧姓田浦）
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９３号
大津市千町１丁目25番10号　201号室、住民票上の住所滋賀県近江八幡市江頭町1009番地５
債務者　勝浦　晟子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５６号
鳥取県米子市淀江町佐陀719番地12
債務者　桐田　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第４０１号
広島市南区東雲２丁目15番13―320号
債務者　北川　和広
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1074番地　県営住宅八尋団地３棟103号
債務者　甲斐眞知子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第３６号
福岡県柳川市西浜武50番地２　ヤマニコーポ柳川202号
債務者　吉牟田　淳
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
福岡県筑後市大字熊野108番地65
債務者　荒木　忠嗣
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第１７７号
宮崎市大塚町流合5072番地
債務者　河野　京子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５０号
宮崎県都城市北原町30街区29号　お茶の緑水園
債務者　下徳　敏雄
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１８３号
鹿児島県鹿児島市千年１丁目31番４号
債務者　伊集院兼良
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係